

建仁寺大鐘楼保存修理工事について

主席研究員 藤本 春樹

1. はじめに

京都府指定有形文化財建仁寺大鐘楼は、平成22年5月から平成23年1月にかけて、大本山建仁寺開山栄西禪師八百年大遠諱記念事業の一環として保存修理工事が行われた。

当協会では、この保存修理工事において工事の指導・監理を行ったので、その概要について報告を行う。

2. 建仁寺の概要

建仁寺は、京都市東山区にある臨済宗建仁寺派の大本山で、山号を東山と号し、建仁2年(1202)、明庵栄西により創建された京都における最初の禅宗寺院である。当初は真言・天台・禅の三宗兼学の道場であったが、文永2年(1265)に宋の禅僧、蘭溪道隆が第十一世住持として入寺してからは純粋な修禅道場となり、建武元年(1334)には五山に列せられ、至徳3年(1386)に五山が制度が整備されると京都五山の第三位に位置づけられた。

創建時の伽藍については、宋の百丈山を模したと伝えられるが、その詳細は詳らかでない。南北朝期になって青山慈永が伽藍整備を行った頃の様子は、寺蔵の「東山往古之図」

によって大要を窺うことができ、これによると、現在の大和大路に西面した南外門から東進して中門前に至り、中門の北に三門・仏殿・法堂・寢堂・大方丈が南北に一直線上に配されている。その東には東蔵・土地堂・鐘楼、西には西蔵・祖師堂・鼓楼が対称的に配置され、さらに西側に衆寮・登司(東司)・僧堂がある。中門の東には浴室・三重塔が建ち、その周囲を塔頭寺院が圍繞していた。

しかしながら、寺は度々火災に見舞われ、天文21年(1552)の兵火では、三門・仏殿・法堂・方丈をはじめとする伽藍・塔頭のほとんどが焼失した。その後、慶長4年(1599)

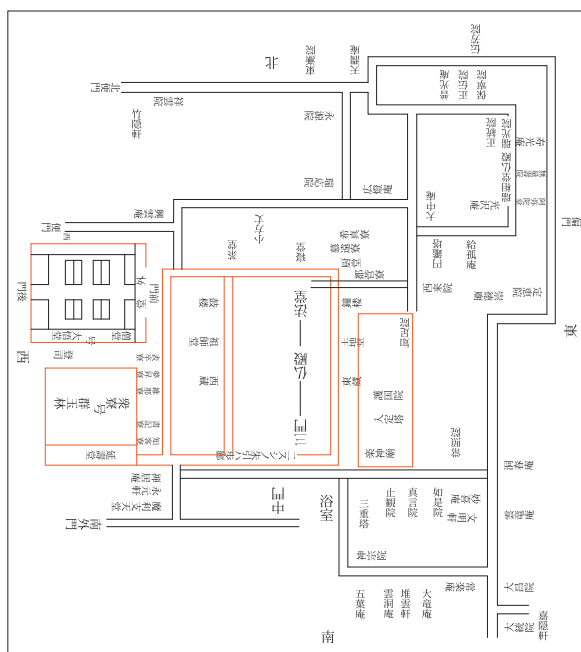


図1 東山往古之図(寺蔵)

に安国寺恵瓊の援助により安芸安国寺より移築したと伝えられる方丈（重要文化財）が再建され、以降、元和から寛文年間にかけて、大鐘楼、浴室、南門（現在の北門）、向唐門、神楽廟、小鐘楼などが順次整備されていったとみられる。また、享保から明和年間にかけて仮仏殿を建て替える形で法堂の再建が行われ、文化年間には西門、庫裡の建て替えが行われた。中世に遡る建物としては、中門の位置にあると考えられる鎌倉時代後期の勅使門（重要文化財）が現存するのみである。

近代以降は、護国院の建物群や、折唐門、東陽坊、三門が順次整備されたが、その多くは他寺院からの移築によるものである。

3. 大鐘楼の概要

大鐘楼は、法堂の東方のやや離れた位置に建ち、正面一間、側面二間、妻入りの簡素な形式である。「東山往古之図」にも「鐘楼」の記述があることから、室町時代初期から現在までほぼ同じ位置に建てられているものと考えられる。建立は、鬼瓦銘から元和8年(1622)とみられ、宝暦6年(1756)に大規模な修理が行われている。

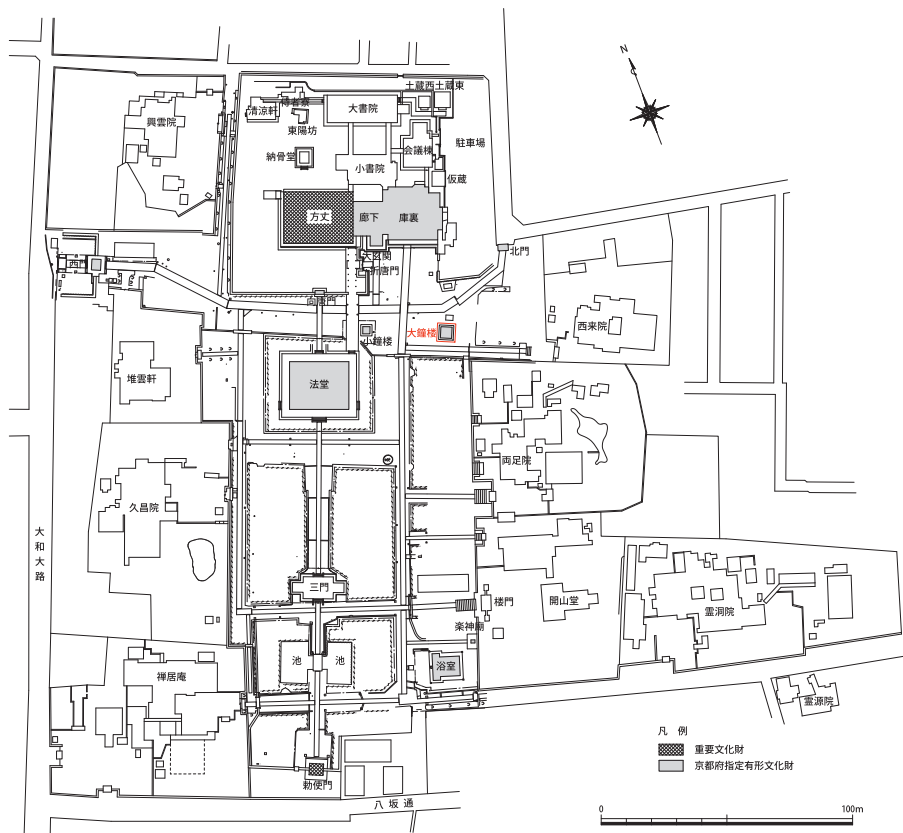


図2 建仁寺配置図

柱は四方内転びとし、南及び北面では中柱を西側に寄せて据え、上部に梁を架け渡して梵鐘を吊っている。飛貫より下部は土塗壁とし、東正面に撞木用の小窓と板戸口、西面に花頭窓を設けている。梵鐘の鑄造年代は明らかではないが、開山時代に鴨川の七条鐘ヶ淵に沈んでいたものを引き上げた六条河原院の古鐘といい、陀羅尼の鐘とも称する(図3参照)。

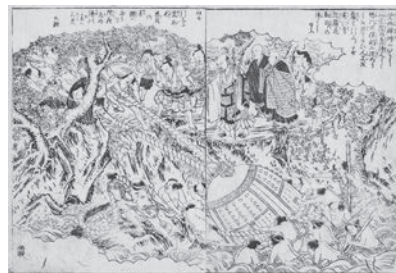


図3 都林泉名勝図会 寛政11年(1799)

大鐘楼は、乱石積基壇の上に建ち、礎石は円座を造り出した転用材を用い、北面中柱の礎石のみ方形切石としている。地覆には、巾、厚みが不揃いの転用材の延石を廻している。

隅柱は頂部粽付きの面取方柱で四方内転びとし、中柱は粽無しの面取方柱で、腰貫、飛貫を四周に廻して楔締めとし、柱頭は絵様木鼻付きの頭貫を合欠きとして組固めている。隅柱上には三斗を載せ、虹梁・軒桁を受けている。中柱には直接鐘吊梁を架け渡し、梁上に小屋束を立て、二重梁を組んで母屋桁を架け、二重梁上に棟小屋束を立てて棟木を受けている。

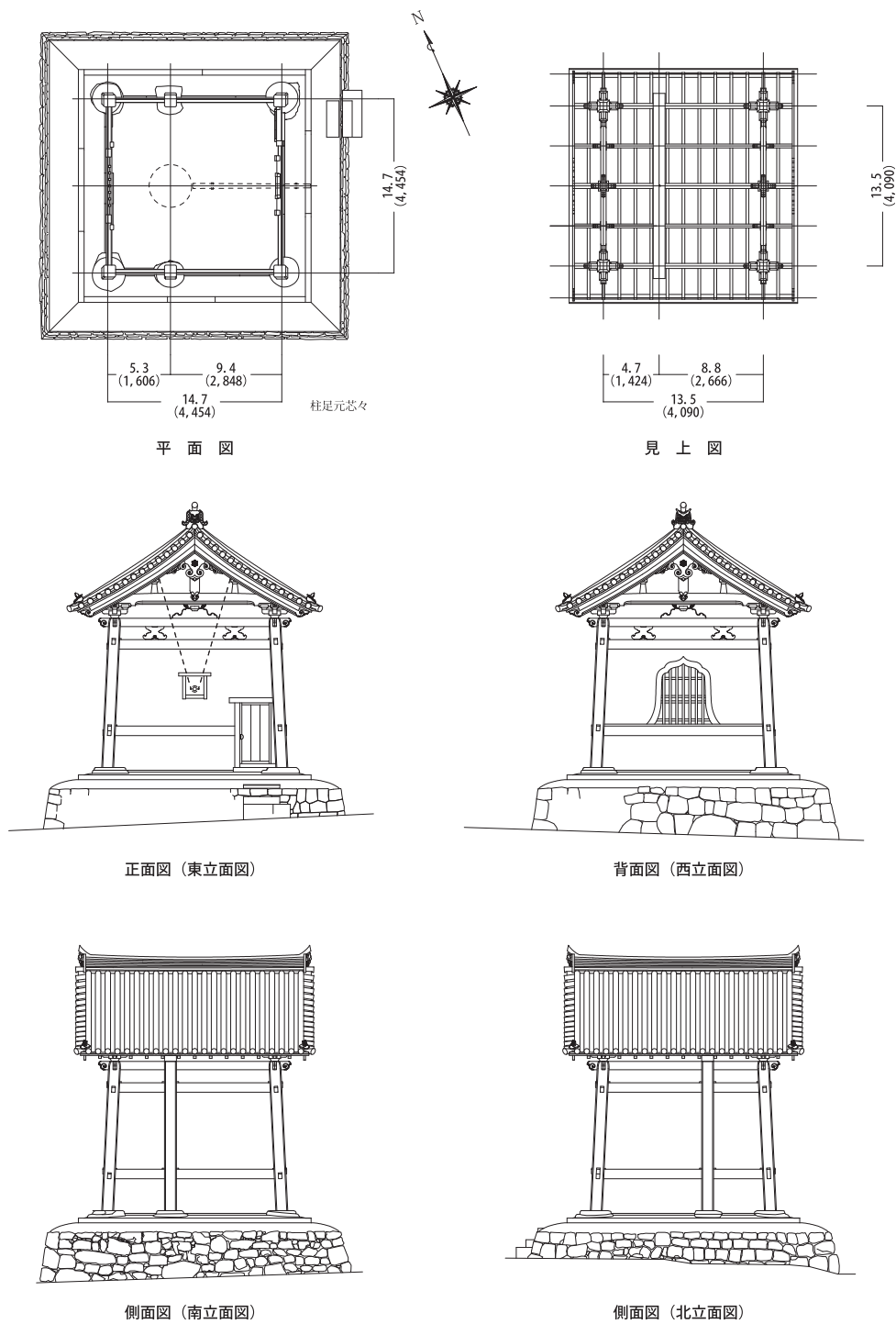
隅柱上の組物は禅宗様の三斗で、中備は板臺股とし、両妻の飛貫と頭貫間に絵様板臺股を備えている。妻虹梁上には大瓶束を建て、大斗、絵様実肘木を組んで棟木を受け、撥束、巻斗、絵様実肘木で母屋桁を受けている。破風板は眉決り付きで、破風尻に渦文様を施し、挿みに鱗、六葉付きの燕懸魚を飾っている。

軒は一軒の疎垂木で、茅負、布裏甲を載せ、化粧裏板は羽重ねの横板張りとしている。

屋根は東西棟の切妻造、本瓦葺で、棟は熨斗積みとし、両端に鬼瓦を据えている。

主要寸法

| | | | |
|------|---|-------------------|----------------------|
| 桁 | 行 | 桁行両端柱真々(柱下端真々) | 4.454m |
| | | ”(頭貫真々) | 4.090m |
| 梁 | 間 | 梁間両端柱真々(柱下端真々) | 4.454m |
| | | ”(頭貫真々) | 4.090m |
| 軒の出 | | 側柱真(頭貫真)より茅負外下角まで | 0.818m |
| 螻羽の出 | | 側柱真(頭貫真)より破風板外面まで | 0.788m |
| 棟高 | | 柱礎石天端より棟頂上まで | 6.484m |
| 桁高 | | 柱礎石天端より軒桁口脇まで | 4.349m |
| 平面積 | | 側柱内側面積 | 19.838m ² |
| 軒面積 | | 茅負外下角内側破風板外面面積 | 36.723m ² |
| 屋根面積 | | 平葺面積 | 45.514m ² |



平面図

見上図

正面図 (東立面図)

背面図 (西立面図)

側面図 (南立面図)

側面図 (北立面図)

0 1 2 3 4 5 m

図4 大鐘楼 平面図・見上図・立面図

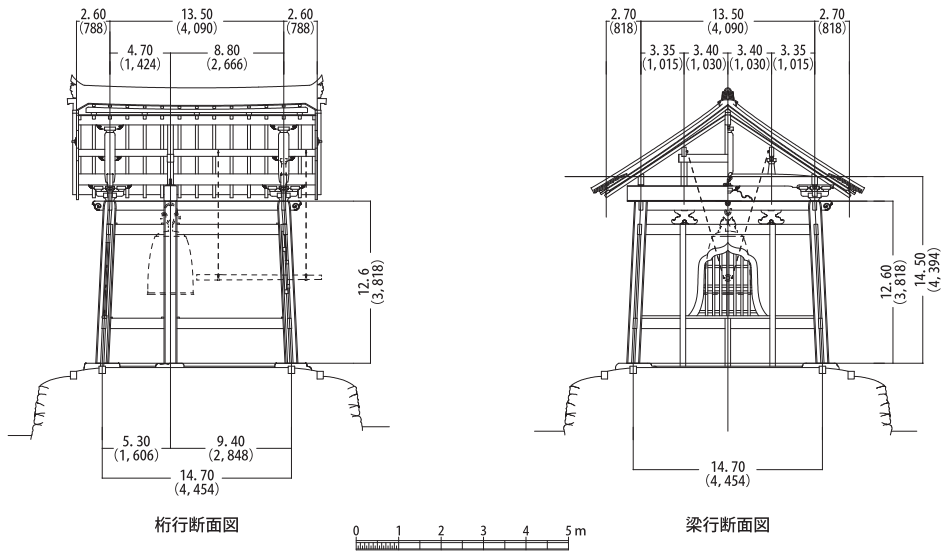


図5 大鐘楼 断面図

4. 修理工事の概要

大鐘楼は、平成22年3月23日に、法堂、庫裏ほか6棟とともに京都府指定有形文化財（建造物）の指定を受けた。

しかし、近年は経年による屋根瓦のずれや破損が目立ち、柱足元、軸部、斗組および軒廻りの腐朽が著しく、壁面の撓みが進行している状況で建物全体が大きく歪み、倒壊の恐れも懸念される状態であったことから、建仁寺では、栄西禅師八百年大遠諱記念事業の一事業として、根本的な修理を実施することとした。

修理工事の指導並びに工事監理は、平成22年4月に当協会が委託を受け、請負者より提出された修理工事の内容と見積書の検討を行った。平成22年5月10日、修正を加えた見積書により株式会社金剛組と工事請負契約を締結し、工事期間7ヶ月として、柱礎石を残し全面解体修理に着手した。同年7月、建物解体後の基礎調査により基礎工事が必要であることが判り、計画の変更を行い、平成23年1月7日に工事を完了した。

工事の実施にあたっては、京都府教育庁指導部文化財保護課の指導を受けた。

5. 破損の状況と修理の概要

基壇・基礎 乱石積の基壇は一部南面の石組に緩みが生じ、上端および軒内土間のモルタル塗は割れや汚損が目立つ状態

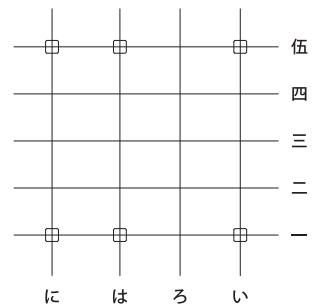


図6 今回の修理工事の番付

で、柱礎石、狭間石天端の不陸も大きかった。北東隅の柱礎石（い五）を基準として、最大の沈下は南面中柱礎石（は一）で82mmあった。

当初の計画では柱礎石の解体は行わない予定であったが、土層の状況及び柱礎石の据え付けの状況確認のため試掘を行ったところ、地業が不完全であることが明らかになったので、急遽計画を変更して鉄筋コンクリート基礎を新規に設けて、柱礎石、狭間石を据え直すこととなった。

計画変更後の既存柱礎石の解体作業中に、北面の柱通りから南側に10cm余り寄った位置（ろ五附近）の土中から、前身建物のもと思われる円座造り出しの柱礎石が発見された。この礎石は円座の径が69cmで、大鐘楼の柱礎石に似た形状で、天端の高さは既存柱礎石より約70cm低い位置に据えられていた。京都市埋蔵文化財研究所調査員立会いのもとに試掘を行ったところ、この礎石は版築の上に据えられたもので、周囲には搗き固めた埋め戻し痕がみられた。既存柱礎石は、その地盤の上部に盛土層を造り、簡単な地業を行い据え付けられていることが判った。



図7 発見された柱礎石廻りの試掘状況

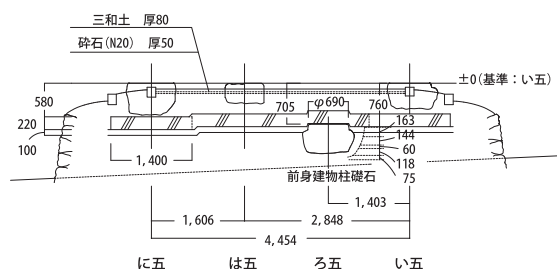


図8 基礎断面図（五通り）

鉄筋コンクリート基礎は、発見された遺構保護のための養生を施した後、外周柱通りに巾1.4m、厚さ22cm、配筋は径13mmの異形鉄筋を20cm間隔のダブルクロスとして造った。

軸部 大鐘楼は、柱礎石の不同沈下と梵鐘の吊位置が西側に偏心していることに加えて、経年による貫の仕口等の緩みがあり、全体に南西方向に大きく傾斜し、柱足元や腰貫に腐朽がみられるほか、蟻害が進行して空洞化している柱もあった。柱は桧材の当初材であるが、南西隅（に一）の柱を除く全ての柱足元には根継ぎが施され、再補修されている箇所もあった。腰貫は腐朽が著しく、蟻害がみられるものもあり、西面の腰貫と飛貫は、内転びとなっている壁荷重を受けて大きく内側に湾曲していた。頭貫には東面と南面の材に腐朽と虫害がみられた。両妻面の間柱足元には腐朽がみられ、根継等の補修が行われており、

断面欠損の大きな腰貫との取合い部では、いずれの間柱も曲がりや折損がみられた。

柱足元の腐朽の最大の要因は、隅柱が四方内転びとなっているにも拘らず、軒の出が81.8cm（柱足元では63.6cm）と極端に少ないことで、腰貫、飛貫の湾曲については部材断面の不足によるものと考えられる。

今回の修理では、腰貫は全て新材にて取替え、間柱は西面北寄り以外のものは取替えた。柱については根継ぎのやり替えを行ったが、当初材として唯一根継ぎの施されていなかった南東隅（に一）の柱については、建立時の高さの基準となるものであることから、外部の腐朽箇所のみ補修として、その保存に努めた。

柱間寸法は、各部材の実測から柱頭で4.09m（13.5尺）、柱の転びが18.2cm（0.6尺）で、柱根では4.454m（14.7尺）が妥当とみられた。

組物 当初材の多くは松材で、全体に腐朽や虫害が著しく、荷重による折損、圧壊がみられた。特に、南東隅（い一）の斗組においては、梁行の実肘木、桁行では実肘木、粹肘木ともに折損していた。

斗、肘木で腐朽、破損が著しく構造的に不備なものについては、桧材にて取替え、その他については繕いを施し、再利用した。

解体した斗、肘木の上端には、当初の組立番付と宝暦の修理時の解体番付が残されており、中備の板臺股下端には寶暦の修補を記す墨書が発見された。

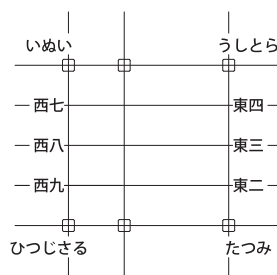


図9 旧番付

軒廻り・妻飾り・小屋組 化粧垂木は松材で、軒先の垂下に伴う湾曲やねじれが甚だしく、木口が腐朽しているものもあった。化粧裏板は雨漏りによる腐朽と蒸れ腐れが著しく、割れも随所にみられた。化粧垂木の大半と化粧裏板は、寶暦の修復時に取替えられたもので、軒桁も全て取替えられており、両軒桁の上端には寶暦の修補を記す墨書が残されていた。

大瓶束は松材で、全体に虫害と腐朽が著しく、割れもみられ、結締は大半が腐朽により欠損していた。撥束、斗、絵様実肘木はいずれも松材で、虫害と腐朽が著しく、荷重に耐えられず圧壊しているものもあった。破風板、懸魚は風蝕が著しく、繰り返し修理がなされている状態で、六葉の欠損もみられた。

化粧棟木は寶暦の修復時に取替えられていたが、木材の癖による捻じれが大きく、東面の破風寄りの化粧垂木には、掛りが少なく脱落しかけているものもあった。母屋桁は材質の悪い当初の松材で、虫害と腐朽が著しく、屋根面の滑り出しに伴って大きく傾倒していた。鐘吊梁は松材で、表面に虫害や腐朽がみられるものの、二重梁、小屋束ともに概ね良好であった。鐘吊梁の上端には寶暦の修復を記す墨書と記載面を下面にして和釘で打ち付

けられた、取替材を記した覚書（長さ63.1cm・巾23.8cm・厚1.5cm）が発見された。



宝曆六 秋十月上旬
 蛭鍵 減有之
 取替 普請奉行
 同 當参 西堂 村方 宅
 同 大工 豊 藤七
 鐵

図10 鐘吊梁上端墨書



鐘樓堂依修覆取替物覚
 一 柱根継五本 一 頭貫四挺 一 ヒヌキ四挺 一 軒桁貳挺 棟桁壹挺 一 タルキ廿一
 一 肘木貳挺 一 蝦蟇貳挺 軒木共 一 葺甲七挺 一 瓦座七本
 一 六耀巻板 一 絵様肘木四枚裏板不残取替瓦葺直シ瓦釘
 銅釘鉄仕替用
 宝曆六丙子年 参暇久昌石門西堂 奉行 村方 宅
 六月 知事水源密首座 若田藏之進

図11 取替物覚書

今回の修理では、腐朽、破損の著しい化粧垂木、化粧裏板は取替え、母屋桁は全て新調としたが、当初材である破風板については、大鐘樓の意匠、規模をあらわす貴重な資料であるため、内面に際垂木を配して構造的な補強を行い、腐朽、破損箇所を繕って取付けた。懸魚、六葉は既存のものに倣い全て新調した。

屋根 本瓦葺の屋根は、平瓦、丸瓦ともに経年により劣化し、凍害による割れや表面の剥離が各所にみられ、全体に亘って瓦のずれや緩みがみられた。瓦葺は、化粧裏板の上に直に土居葺を施し、軒先部分には荷重の軽減を諮って野地を造り、全面土葺としていた。軒丸瓦、軒平瓦など多くの瓦は修理の度に補足された転用瓦で、新調瓦は当初瓦と思われるものに倣って製作した。

棟は土葺による熨斗瓦積みで、その両端に鬼瓦を据えていた。東面の鬼瓦には、元和8年（1622）の刻銘があり、大鐘樓はこの頃の建立とみられる。西面の鬼瓦は、東面の鬼



山城之國之拾人
 藤原之阿そん御大甚兵衛



元和八年二月吉日

図12 東面鬼瓦

瓦と一対で造られたものではなく、後補のものであった。

今回の修理では、屋根本瓦葺は荷重の軽減を図るために工法を空葺に変更し、鬼瓦と留蓋瓦（ひとつは新調）を除き全て新調して葺上げた。工法の変更による葺地高さの差は、化粧裏板上に新規に野地を造り、調整した。

壁 飛貫下から地覆上端までの土塗壁は、外部は漆喰塗、内部は中塗仕上げで、外部漆喰塗は繰り返し補修が行われているものの、全体に汚損と剥離がみられ、特に東面の腰貫下では小舞下地が露出している状態であった。

既存の土塗壁は全て解体し、在来に倣い下地から造り、漆喰中塗、上塗を行った。荒壁土は、既存の壁土を篩にかけ、旧壁土と新壁土を混ぜ合わせて使用した。上塗については工期内で一旦仕上げたが、工事完了後充分下塗の乾燥を待って遠諱までの間で塗り直すこととした。

6. 建立年代について

大鐘楼は、前身建物の柱や礎石を転用している可能性があり、軒の出に対して基壇が大きいという不自然な点から、前身建物の基壇上に再建された可能性も考えられるなど不明な点が多く、鬼瓦の刻銘から元和8年（1622）に建築されたものとみられているものの、それ以外には建立年代を明らかにする資料は発見されていない。一説では、柱は、古様を帯びていることから前身建物の転用材で、室町時代に属するものとも云われていた。

今回の解体修理においても、建立年代について記した棟札や墨書の発見はなかったが、農学博士 光谷拓実氏の協力を得て、軸部解体後に年輪年代法による柱材の年代測定調査を実施することができた。以下にその結果について報告する。

調査部材と年輪パターン照合法

現地調査では、ヒノキの柱材のなかから年輪数がおよそ100層以上あると思われるものを6点選定した。つぎに年輪幅を計測する方向に側線を設定し、布製スケールをあてたあと、デジタルカメラによる年輪画像の撮影をおこなった。撮影後は、A4サイズのコピー用紙にカラー出力された年輪画像から専用の年輪読取器を使い、各年輪幅を10ミクロン単位で読み取った。計測後は、実寸に換算し、コンピュータに入力後、ヒノキの暦年標準パターンとの照合に備えた。年代を割り出すにあたって使用した基準パターンは木曾系ヒノキの暦年標準パターンと近畿系ヒノキの暦年標準パターンの2種類を用いることとした。

コンピュータによる年輪パターンの照合法は、相互相関分析法によった¹⁾。これは、規準化された年輪幅データを用いて相関係数 r を求め、つぎに t 検定による t 値によって年輪パターンの有意性を検討する方法である。ここでは、コンピュータによる検出 t 値が5.0

前後以上を示した年代位置を照合成立時の一応の目安としている。なお、年輪年代の最終的な決定にあたっては、検出 t 値だけに依拠するのではなく、相方の年輪パターングラフを重ね合わせ、正しく合致していることを目視でもって確認してからその正否を断定することとしている。

結 果

柱材 6 点の計測年輪数や照合成立した年代位置での t 値および、年輪年代は表 1 に示したとおりである。なお、柱材にはいずれも辺材が残存していないものと判断した。したがって、得られた年輪年代は伐採年代よりかなり古い年代を示している。

まず、6 点の年輪パターンと木曾系ヒノキの暦年標準パターンとの照合は、No. 3、No. 5、No. 6 の 3 点において成立した。それぞれの年輪年代は、番号順に No. 3 : 1565年 + α 層、No. 5 : 1583年 + α 層、No. 6 : 1590年 + α 層と判明した。

一方、年輪年代の確定しなかった No. 1、No. 2、No. 4 の 3 点については、近畿系の暦年標準パターンと照合したところ、No. 4 の柱材の年輪パターンだけが成立し、年輪年代は 1529年 + α 層と判明した。No. 1 と No. 2 の柱材は、いずれの暦年標準パターンともその照合は不成立に終わり、年輪年代は確定できなかった。

以上、年代測定の結果としては、6 点のうち 4 点の年輪年代が確定したことになる。このなかで、大鐘楼の創建年代に関連する年輪年代として重要な柱材は、No. 6（南東隅）の 1590年 + α 層の年代値である。この柱材は、辺材が完全に失われているので、外周部の年輪が 0.5mm 前後で推移した場合には、辺材部に占める平均年輪数として 50 層～60 層を加算することになる。したがって、柱材の伐採年代は 1590年 + (50 層～60 層) となり、1600 年代の半ば頃まで下ることを想定しなければならない。しかし、辺材部の年輪幅が比較的広く、1 mm 以上で推移した場合には、辺材部の年輪数は少なく 30 層前後を示すこともある。No. 6 の柱材の辺材部に近い年輪

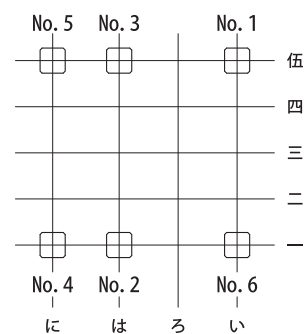


図13 資料位置図

| 試料No. | 部材名 | 番付 | 樹種 | 年輪数 | t 値 | 年輪年代 |
|-------|-----|-----|-----|----------|-----|-------------------|
| 1 | 角柱 | い・五 | ヒノキ | 174 | — | — |
| 2 | 〃 | は・一 | ヒノキ | 103 | — | — |
| 3 | 〃 | は・五 | ヒノキ | 105 | 6.8 | 1565 + α 層 |
| 4 | 〃 | に・一 | ヒノキ | 101 + 23 | 4.7 | 1529 + α 層 |
| 5 | 〃 | に・五 | ヒノキ | 119 | 5.1 | 1583 + α 層 |
| 6 | 〃 | 南東隅 | ヒノキ | 98 | 7.0 | 1590 + α 層 |

表 1 大鐘楼角柱 6 点の年代測定結果

幅は、1 mm前後で推移しているのですが、この程度の年輪幅のまま辺材部の年輪幅も推移していたとすれば、辺材部の年輪数は30層前後が推定される。となると、No.6の柱材は1590年+(30層前後)となり、伐採年代は1600年代の初め頃が推定される。No.6の柱材は、後者のケースに該当する可能性が高い。

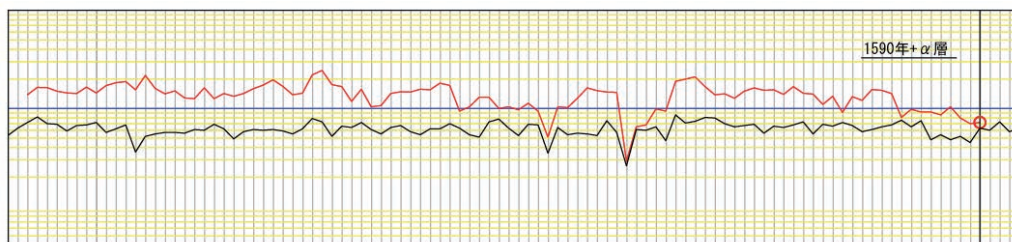


図14 暦年標準パターングラフ（黒線）とNo.6（南東隅）の年輪パターングラフ（赤線）

文献 1) 光谷拓実、田中琢、佐藤忠信 1990「年輪に歴史を読む—日本における古年輪学の成立—」
『奈良国立文化財研究所学報』第48冊 同朋舎出版

上記の調査の結果、年輪年代が確定した4本の柱は伐採年代が1600年初めから中頃までと推定されることから、室町時代の前身建物の転用材ではなく、大鐘楼の当初材と考えることができ、また、大鐘楼の建立年代については、この調査結果とも合わせて判断すると、鬼瓦の刻銘に記された元和8年と考えてよいように思われる。

7. 痕跡から窺える大鐘楼の形式と変遷について

建仁寺の大鐘楼は、飛貫より下部を土壁とした閉鎖的な造りで、そのうえ梵鐘が62.1cm (2.05尺) 西側に寄った位置に偏心して吊られているという点に特徴がある。このような閉鎖的な鐘楼は、東福寺殿鐘楼（室町後期・府指定文化財）や六道珍皇寺鐘楼などが確認される程度で、特殊な形式のものと位置づけられる。

今回の修理工事において解体した部材の痕跡調査を行ったところ、柱・間柱・腰貫などに、建物の形式や変遷に係わる痕跡が見つかった。

はじめに、柱上の斗組から上部の軒廻りと小屋組については、宝暦6年の修復の覚書に記されている内容とほぼ一致しており、瓦座、裏甲、化粧裏板の一部がその後の屋根瓦葺替等の修理時に取替えられているだけで、それ以外には解体などの大きな修理を受けた痕跡はみられなかった。

柱や腰貫などについてみると、現在戸口となっている北東隅柱（い五）では、南面の内法下の方立を取り外したところ、腰貫穴と壁下地の間渡穴の痕跡があり、楼内となる南西角には、腰貫上端に納まるような板決りが施されていることが判った。板決りは相対する

南東隅柱（い一）の北西角にもみられ、その間に建つ間柱の西面にも同高さに同様の板決りが確認された。戸口の楣は一方を方立柱で受け、隅柱には新しく仕口を彫り、建て込まれていたが、間柱側の端部は外部側を欠き取って角柄とし、壁内で間柱に和釘打ちとしていた。腰貫は長さを切り縮め、方立柱の南面に欠き込みをつくり、和釘打ちとしていた。

次に、現在全面が壁となっている北面西寄りの柱間では、北面中柱（は五）の西面と北西隅柱（に五）の東面に、楣が納まっていたものとみられる柄穴の痕跡があり、北面の腰貫は中柱の内で突き付けの二丁継ぎであることが判った。ただし、方立、開き戸が取付いていた痕跡はみられなかった。

また、西面腰貫上の花頭窓を取り外したところ、その下の腰貫上端に壁下地のための縦貫穴と間渡穴の痕跡がみられ、西面はもと土塗壁であったことが判った。なお、下框と一体にして組み立てられた花頭窓は別の建物からの転用材で、柱面には下框の取付いた仕口の痕跡はなく、下框の両端および中間部上端から柱、腰貫に洋釘で打ち止めただけの極めて稚拙な納まりであった。

西面の壁下地は、洋釘を用いて間渡竹を打ち止めるなど明らかに近代の修理時のものであった。

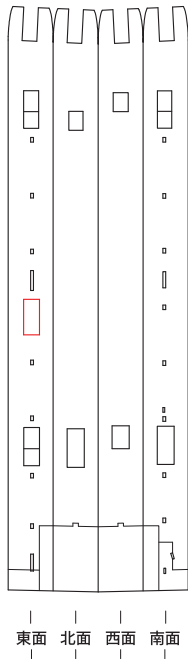
以上のような痕跡から推測すると、建立当初の大鐘楼は、北面の西寄り柱間を開放の戸口とし、楼内の東面の腰貫上には棚のような設えが全面に亘ってあったものと推察され、その後北面を全面壁として、東面に現在位置に戸口を設けたと考えられる。西面については近代まで土塗壁であった可能性が高い。なお、戸口の改変が行われた時期については、楼内の柱面に風蝕痕があまり見られないことから、建立後の早い時期であったと考えられ



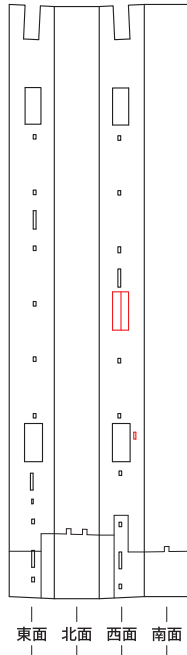
図15 東面戸口の状況



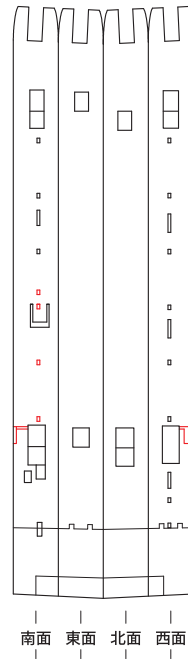
図16 北西隅柱の楣の痕跡



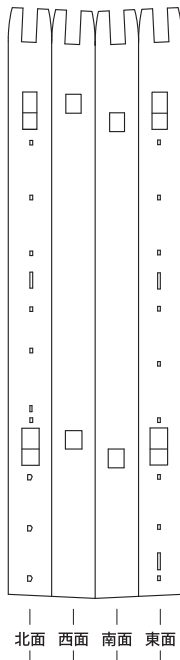
にノ五



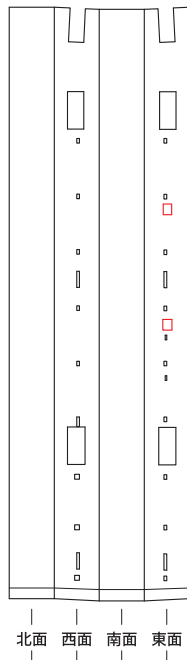
はノ五



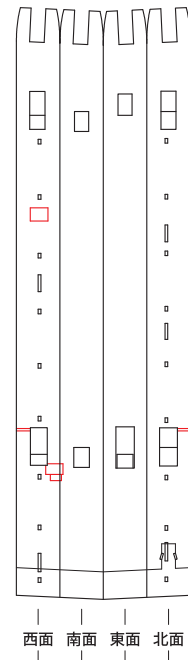
いノ五



にノ一



はノ一



いノ一

図17 柱痕跡図

るが、その時期を特定するまでには至っていない。しかしながら、残された釘痕などの痕跡からは、取替物覚書には記載はないものの、宝暦の修復時ではないかと思われる。

最後に、当初材である母屋桁の側面には、現在も撞木吊の鎖が取り付けられているが、過去に別の鎖を取付けていた痕跡が残っていた。現在の撞木の吊元は、一方が母屋桁の楼内部分に、他方を楼外としている。残された痕跡により旧規の撞木の取付け状況を推定すると、撞木は鐘楼内に納まる長さとなることが判った。

大鐘楼の閉鎖的な造りや梵鐘の吊られている位置が偏心しているなどの特徴は、もしかすると、梵鐘が陀羅尼の鐘と呼ばれ、修行僧が寝につく亥の刻（午後10時）過ぎに観音慈救陀羅尼を一万遍唱えながら撞くとの言い伝えがあるように、その位置を偏心させてまでも撞木を鐘楼内に納め、かつ飛貫より下部を土壁として、防音性の高い建物とすることを意図して計画された結果のあらわれかもしれない。

なお、大鐘楼の形式について、残された痕跡などから西面は漆喰壁であった可能性が高いとしたが、都名所図会（安永9年（1780））や花洛名勝図会（文久2年（1860））には、現在の外観と同様に花頭窓が描かれており、現時点でも多くの疑問が残ったままである。将来、新たな資料等の発見や大書院床下に保存した古材の再調査から、より正確な大鐘楼の形式の解明がなされることを切に期待するものである。

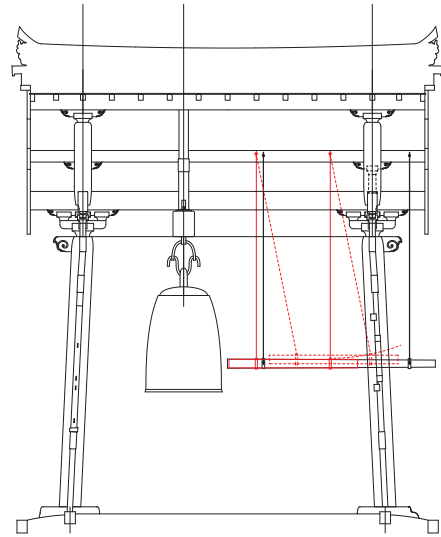


図18 撞木推定復元図



図19 大鐘楼内部（北東隅より）



図20 都名所図会 安永9年(1780)

8. 終わりに

建仁寺では、開山栄西禅師八百年大遠諱を迎え、その記念事業として方丈をはじめ、三門、法堂、大鐘楼、開山堂、開山堂楼門の修理工事と境内全域の消火栓設備の改修工事などが行われた。

本工事はその記念事業の一期工事として実施されたもので、工事期間の中ではまだまだ遣り残したことも多かったが、無事に工事を終えることができた。

最後に、本工事中にご指導、ご協力いただいた建仁寺、京都府教育委員会ならびに工事関係者の各位に改めて感謝申し上げます。

参考資料

- 1) 京都府教育委員会「京都の文化財」第28集
- 2) 京都市民局文化芸術都市推進室文化財保護課「京都の五山寺院—その歴史と系譜—」京都市文化財ブックス第23集